

令和4年7月22日  
自動車局保障制度参事官室**「自動車事故被害者受入環境整備事業（自動車事故対策費補助金）」  
の第二次公募を本日から開始します！**

～既に自動車事故被害者を受け入れている施設等への支援拡充～

交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の数の絶対数が少なく、さらに介護職員は厳しい人手不足の状況となっていることから、自動車事故被害者の新規入居は困難であり、これまで以上に充実した対策が求められています。

国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、グループホーム等の新設及び人材確保や設備導入等に係る経費の支援を行うこととしております。（別紙参照）

本日より、令和4年度実施に係る公募を開始しますので、お知らせします。

より多くの方にご利用いただけるよう継続経費の支援を拡充します。

**1. 本補助事業の概要**

## ・補助対象施設

①障害者支援施設 ②グループホーム

## ・補助対象経費

開設（増設）初年度：①人材雇用費 ②新規施設支援費 ③求人情報発信費  
④研修等経費開設次年度以降：①賃金改善費 ②入所施設支援費 ③求人情報発信費  
④研修等経費**2. 公募期間等**

## ・募集期間

令和4年7月22日（金）～ 令和4年8月31日（水）

## ・事業実施期間

採択日～令和5年3月31日（金）

**3. 継続経費の補助上限額**

・開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受入がある場合、令和4年度の補助上限額は1,000万円となります。

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

（ [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000101.html) ）

## ■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、佐々木、永井

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638